

九州各県の有床診療所と他の医療機関との統合事例について（過去5年程度の事例について：H30.11.2照会）

資料6

都道府県名	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
Q1-1 病院+診療所の事例		あり	あり	あり	あり	あり	あり
Q1-2 事例の件数		1件	1件	10件	1件	5件	3件
Q1-3 事例の詳細	回答なし	102床の病院と19床、18床、14床の3つの有床診療所が統合し、153床の病院となった。病院開設者である医療法人がそれぞれの有床診療所開設者から事業譲渡・吸収合併された後、1年間以上元の場所において元の状態で診療所を経営した後、病院へ病床を移転した。	H27年、36床の病院と19床の有床診療所が統合し、55床の病院となった。開設者はもともと同じ医療法人。	117床の病院と15床の有床診療所が統合し、132床の病院となった。開設者はもともと別の医療法人だったが、病院を開設する医療法人が有床診療所を買収し、概ね1年を経過したのち統合した。また、同様のケースで病院同士の統合もある。	同一開設者が有する病院及び診療所が移転新築を機に統合するもの。H30.10.1開設許可。H32.8頃開院予定。	93床の病院と19床の有床診療所が統合し、112床の病院となった。開設者は元々別法人であるが、有床診療所を病院を開設する法人へ事業譲渡したのちに統合された。 293床のA病院と19床のB診療所及び38床のC病院が統合し、350床のA病院となった。開設者は元々別法人であるが、B診療所及びC病院がA病院を開設する法人へ事業譲渡されたのちに統合された。	311床の病院と9床の有床診療所及び14床の有床診療所が統合し、334床の病院となった。開設者は同じ医療法人。（有床診療所の病床を病院に移動後、両診療所は廃止） 205床の病院と19床の有床診療所が統合し、224床の病院となった。開設者は同じ医療法人。（有床診療所の病床を病院に移動後、外来のみの診療所として継続） 80床の病院と19床の有床診療所が統合し、99床の病院となった。開設者は同じ医療法人。（有床診療所の病床を2回に渡って10床、9床と移動し、外来のみの診療所として継続）
Q2-1 複数診療所統合→病院の事例		あり	なし	なし	なし	あり	なし
Q2-2 事例の件数		1件				2件	
Q2-3 事例の詳細		19床の有床診療所と19床の有床診療所が統合し、38床の病院となった。開設者はもともと別の医療法人だったが、A診療所をB診療所を開設する医療法人が買収したのち、1年間以上元の場所において元の状態でA診療所を経営した後、統合した。	有床診療所（歯科・19床）において、特例病床5床（歯科専門の開放型病床として厚生労働大臣同意）を増床して、全国初の口腔歯科病院となった事例があります。（H21年）			19床の有床診療所と19床の有床診療所が統合し、38床の病院となった。開設者はもともと別の医療法人だったが、B診療所をA診療所を開設する医療法人に事業譲渡したのち統合した。 19床の有床診療所と19床の有床診療所が統合し、38床の病院となった。開設者は元々同一法人であった。	